遺体安置所の設置規制に係る町田市条例の制定及び 公設遺体安置所の施設拡充についての請願

<請願趣旨>

町田市成瀬6丁目13-40に遺体安置所が設立されました。当該地域は準工業地域であるものの、当該施設は民家等と非常に密接しており、当該施設の前面道路は通学路でもあります。更に当該施設の建物は築40年経過した非常に老朽化した建物を再利用したものであり、安全面等で様々な不安が拭いきれないものとなっております。更に、当該施設に搬入された遺体から漏れる細菌等によって地域住民に感染症等の恐れがあることが医療関係者より指摘され、このことにより健康被害を訴える地域住民が出てきてしまうことが懸念されます。私たち地域住民はこの懸念事項を未解決のまま毎日の生活をしていかなければならない立場にたたされました。今いる子どもたちばかりか、これから産まれてくる子どもたちにも、計り知れない悪影響を与えるとの不安に駆られております。

しかしながら、上記施設を運営する事業主は住民への事前説明もなければ、遺体安置施設ではないと虚偽の説明までして、住民の納得もないまま営業をスタートさせております。再三にわたり、営業を一旦停止させて住民との話し合いに応ずるよう要請しても、一方的に営業をスタートさせました。これは、遺体安置施設に関連する規制法や条例が全くないことに起因していると思われます。また、公的な遺体安置施設が不足していることが、今回の問題の一因であると考えます。

私達住民は、一時的な遺体安置施設が必要であることは十分の理解をしております。 これから先の超高齢化社会の課題であることも認識しております。ただ、どんなに必要な施設であっても、住宅街には相応しくない施設であり民家とは一定の距離が必要であると考えており、この考えは多数の方々に同意を得られるものと確信します。必要な施設であるからこそふさわしい場所に設立され、私たち住民と企業が共存共栄していくことを希求します。相応しい場所とはどこなのか今後社会的な議論が大いに必要であり、施設(事業主)と住民とのトラブルが発生しないよう行政による適切な対処を望みます。

私たち町田市民が真に安心して暮らせる町田市をつくっていくことを強く願い、以下の事を要請します。

<請願事項>

- 1. 遺体安置所の設置並びに増改築の規制に関する条例等の制定をお顧いします。
- 2. 公的な遺体安置施設の拡充をお願いします。
- 3. 既存の遺体安置所に対し、行政が指導・助言を行ってください。